

# 令和4年度 第1回 新潟市犯罪被害者等支援推進会議 議事録

日時: 令和4年9月28日(水)

午後3時00分から午後4時30分

場所: 新潟市役所本館3階 対策室3

発言者	発言内容
事務局 (大森市民生活課 安心・安全推進室 室長)	<p>ただいまから令和4年度第1回新潟市犯罪被害者等支援推進会議を開催します。</p> <p>本日の全体の進行を務めます市民生活課安心・安全推進室長の大森と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして市民生活部長の鈴木から一言ご挨拶申し上げます。鈴木部長お願いします。</p>
事務局 (鈴木市民生活部 長)	<p>市民生活部長の鈴木です。お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。そして、新潟市犯罪被害者等支援推進会議委員にご就任いただき、心より感謝申し上げます。</p> <p>新潟市では、平成24年度から市民生活課安心・安全推進室に犯罪被害者等支援総合窓口を設置し、関係機関と連携しながら、犯罪被害に遭われた方や、そのご家族の支援に取り組んでまいりました。この度、議員の提案により制定された、新潟市犯罪被害者等支援条例が8月1日から施行されました。</p> <p>この条例ですが、基本理念や、市の責務を始め、支援のための基本的施策が規定されているほか、犯罪被害者等の支援に関する事項につき、調査・審議する附属機関がこの推進会議となり、これを新たに設置することとなっています。</p> <p>そして皆さまのご意見をお伺いしながら、犯罪被害者支援に関する基本方針、そして具体的施策を計画として策定することとなっています。</p> <p>今年度はこの会議を計3回予定しており、本日が第1回目となります。</p> <p>本日は条例の内容や支援施策、策定する計画の方向性について、ご説明させていただきます。</p> <p>委員の皆さまからは忌憚のないご意見、そして活発なご議論をいただければと思っています。</p>

	<p>そして最後になります。犯罪被害者等を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らすことのできる新潟市の実現に向け、私ども事務局も精いっぱい取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課 安心・安全推進室 室長)</p>	<p>それでは始めに、本会議に委嘱された委員の皆さま方から自己紹介をお願いします。</p> <p>お手元の資料、新潟市犯罪被害者等支援推進会議出席者名簿を併せてご覧下さい。なお、本日は丹羽委員がご事情により急遽ご欠席です。</p> <p>ついては井口委員から名簿の順に、一言ずつご挨拶をお願いします。</p>
井口委員	<p>にいがた被害者支援センター専務理事の井口と言います。よろしくお願いいたします。</p> <p>民間の被害者支援団体として、本条例、それから推進計画を被害者にとって使い勝手のいい、また、身近なものとなるように、本推進会議の委員として関わりたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
中曽根委員	<p>にいがた被害者支援センター理事の中曽根えり子と申します。</p> <p>にいがた被害者支援センター理事としてご紹介いただいておりますが、私は交通犯罪の被害者遺族でもありますので、すみませんが、その視点からも意見を述べたいと思っています。</p> <p>また、新潟市で特化した条例ができて本当に大変嬉しく思っています。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
大花委員	<p>弁護士の大花と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>私は弁護士会で犯罪被害者支援対策委員会という委員会がありまして、その委員長を務めています。新潟市で犯罪被害者支援に特化した条例が作っていただいたこと、非常にうれしく思っています。</p> <p>そして、支援者の意見を政策に反映していただけるという、このようないい会議も作っていただいて、これは新潟県庁などにもないものだと認識しています。このように、新潟市が積極的に犯罪被害者支援に向けて動いていらっしゃることを、非常に嬉しく思っています。</p> <p>微力ではありますが、私もこの会議について、私のできることをぶつけて頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>

高橋委員	<p>新潟県警察本部で警務課の犯罪被害者支援室にいます、高橋と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>日頃から警察活動全般にわたってご理解・ご協力をいただき大変ありがとうございます。また、犯罪被害者等に対する支援に対しても、ご尽力いただいていますことに重ねてお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>私は警察官ではなく、事務職員です。このポジションにこの春まいりました。それまで、犯罪被害者と直接関わるような仕事をしたことがなく、遠巻きに見ていたことはあったのですが、なかなかそういった機会がなく、ここにきて本当に被害者の方が経済的、または精神的、いろいろな面で辛い思いをしていると感じています。</p> <p>できるだけ、そういった方のお力になれるように努力していきたいと思っていますが、知識も経験もない私ですので、新潟市のこの計画を作成することにうまく協力できるか分かりませんが、微力ながら頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
小林委員	<p>新潟商工会議所からまいりました小林と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>普段は会員事業者と経営指導など、相談に乗っている仕事などが主な仕事となります。会員から、犯罪被害者の情報といったものは特にはないのですが、この会議を通じて様々なことを勉強したいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (大森市民生活課 安心・安全推進室 室長)	<p>大変ありがとうございました。次に、この会議は新たに設置された附属会議です。第1回ということもありますので、この会議の目的について、改めて事務局からご説明申し上げます。</p>
事務局 (市民生活課早川 主査)	<p>それでは次第の3番、新潟市犯罪被害者等支援推進会議の目的についてご説明します。</p> <p>事務局の市民生活課安心・安全推進室の早川と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>お手元の資料3をご覧ください。本日、第1回目の会議となりますので、会議の目的・概要について改めて説明します。</p> <p>新潟市犯罪被害者等支援推進会議、以下「推進会議」と申し上げますが、こちらは令和4年8月1日に施行された、新潟市犯罪被害者等支援条例の第9条に基づき、新たに設置された市長の附属機関となります。</p>

	<p>推進会議は犯罪被害者等支援に関する事項について、調査・審議し、市長に意見を述べることができるとされており、市の犯罪被害者等支援施策について、皆さまから広くご意見を頂戴したいと考えています。</p> <p>会議の概要となりますが、会議の委員は犯罪被害者等学識経験者、民間支援団体の意見を代表する者、その他、市長が必要と認める者のうちから委嘱することとされています。</p> <p>定数が8人以内のところ、現在は6人の方々に委員にご就任いただいています。</p> <p>なお、推進会議には、会長および副会長を1人ずつ、委員の互選により選出することとされています。</p> <p>会長・副会長の選出については、後ほど次第に沿ってご選出をお願いします。</p> <p>次に、犯罪被害者等支援に関する計画の策定についてです。新潟市の被害者支援条例の第8条において、市は、犯罪被害者等支援を総合的かつ、計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画を定めるものとする規定されていますが、この計画の策定にあたっては、推進会議の皆さまのご意見をお聞きすることとされています。</p> <p>計画は犯罪被害者支援に関する基本方針や具体的施策などを定めるものですが、本年度は計画の策定について推進会議に諮問させていただき、計3回の会議開催を予定しています。</p> <p>資料の3に、参考として、今回これから策定する計画や、推進会議に関する条例の条文、抜粋して記載していますので、参考としてください。</p> <p>推進会議の目的についての説明は以上です。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課 安心・安全推進室 室長)</p>	<p>続きまして、会長・副会長の選出に移りたいと思います。</p> <p>新潟市犯罪被害者等支援条例の第9条第1項第8号において、会長・副会長は委員の互選にて選出することとなっています。</p> <p>まずは会長についてですが、どなたかご推薦いただけませんかでしょうか。</p>
<p>井口委員</p>	<p>それでは私から提案させていただきます。本会議の趣旨に鑑みれば、会長には本日はご欠席ですが、丹羽委員、それから副会長には大花委員が適任かと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課 安心・安全推進室)</p>	<p>ありがとうございます。今ほど井口委員から会長には丹羽委員、副会長には大花委員のご推薦がありましたが、他の委員の皆さま、ご意見をお願いします。</p>

室長)	
各委員	(異議なしの声)
事務局 (大森市民生活課 安心・安全推進室 室長)	<p>ありがとうございます。ご異議ないようですので、会長は本日ご欠席ではありますが、丹羽委員。そして副会長は大花委員へお願いします。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、会長・副会長も決定しましたので、引き続き議事に移りたいと思いますが、当会議は新潟市附属機関等に関する指針により、公開することになっています。</p> <p>また、議事録を公開する関係から、議事内容を録音することをあらかじめご了承願います。</p> <p>併せて本日は新潟日報様と読売新聞様より取材をいただいています。取材のための撮影や録音を行う場合がありますので、併せてご協力・ご理解をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。なお、議事の進行については本日本会長が欠席のため、副会長の大花委員にお願いします。</p> <p>それでは議長席にご移動をお願いします。</p>
議長 (大花副会長)	<p>ただいま副会長に選任いただきました大花です。微力ですが、議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いします。</p> <p>着座にて失礼します。それでは次第に従い、議事を進行してまいります。なお、本日の会議は1時間半程度ということですので、円滑な議事進行にご協力下さいますよう、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは始めに次第の 5、議事の(1)、新潟市犯罪被害者等支援条例と市の支援施策について、審議していきたいと思えます。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (市民生活課早川 主査)	<p>まず、議事の(1)について事務局から説明します。</p> <p>皆さま、お手元の資料 4-1 をご覧下さい。始めに新潟市犯罪被害者等支援条例の概要について改めて説明します。</p> <p>先ほども申し上げましたが、本条例は本年6月の新潟市議会定例会において議員提案により制定し、8月1日から施行されています。</p> <p>この条例の目的としては、犯罪被害者支援の基本となる事項を定めることで、支援を総合的かつ計画的に推進し、被害者の方々が受けた被害の軽減・回復などを図るとともに、被害者の方々を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することとしています。</p>

本条例の基本理念ですが、資料に記載のとおり、個人としての尊厳を重んじることや、状況や事情に応じ、適切に支援することなど4つの基本理念を定めています。

また、新潟市の責務として、被害者支援に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施するほか、施策の実施にあたっては関係機関等との連絡・調整を緊密に行うことを定めています。

このほかにも市民、事業者、民間支援団体のそれぞれに資料に記載のとおり責務や役割を明示しています。

続きまして資料4-1の裏面をご覧ください。今ほど説明を行ったところが条例の第1章と、「総則」の部分になるのですが、条例の第2章、「推進体制の整備等」です。こちらでは先ほどの推進会議の目的の説明と重複しますが、被害者支援を総合的かつ計画的に推進するために基本方針や具体的施策などを定めた計画を策定することとしており、計画の策定にあたっては推進会議の皆さまの意見を聞くこととしています。

この被害者支援に特化した計画や、附属機関に関する規定を設けた条例というのは市町村レベルですと珍しく、本市の条例の特徴の1つと言えるかと思います。

次に、条例の第3章として、「基本的施策」として、相談及び情報の提供等、経済的負担の軽減など、具体的な施策が11項目にわたり規定されています。

中でも経済的負担の軽減施策として規定する、無利子の資金貸し付けは国の給付金が指定されるまでの当面の生活費などとして活用されることを想定していますが、全国的にも実施している市町村は少数でして、こちらの本条例の特徴の1つかと言えるかと思います。

なお、資料中の網かけの項目については、今回条例の施行に伴い、新設した制度や、強化、力を入れていくような施策となっています。詳細は後ほど説明します。

条例の条文については、資料4-2として配付していますので参考としていただければと思います。

続きまして資料5-1をご覧ください。条例の施行にともなう市の支援施策を始めとした取り組みについてです。

条例の規定に基づき、本年度関係予算を6月市議会において補正を行い、犯罪被害者支援の体制を整備し、支援制度を新設するほか、広報活動・教育活動の充実を図ることとしています。

	<p>繰り返しとなりますが、今回、犯罪被害者等推進会議を設置し、被害者支援に関する計画を策定するほか、新たな支援施策として、15万円までのカウンセリング費用の助成や、20万円までの転居費用の助成、50万円までの無利子の資金貸付の制度を新設し、本年8月1日より、受け付けを開始しています。</p> <p>広報啓発・教育活動に関しては、市民向け、事業者向け、中学・高校生向けなど、対象ごとに今後、啓発資料を作成・配布するほか、SNS、新聞、ラジオ等の各種メディアなども活用しつつ、11月の県の被害者支援を考える月間や、11月25日から12月1日までの国の犯罪被害者週間といった機会をとらえて、条例や支援策の周知を図ってまいりたいと思います。</p> <p>次に3、「その他の支援施策」ですが、資料の5-2をご覧ください。A3で2枚、ホチキス留めのものになりますけれど、こちら、本市において、犯罪被害者支援に活用できると思われる施策を一覧としたものとなっています。</p> <p>左から今回施行された市の条例における位置づけ、そして施策名・概要、施策の対象などを記載しています。</p> <p>この一覧中のナンバー1の犯罪被害者等支援総合窓口や、一番下になりますが、ナンバー22の犯罪被害者等助成金など、犯罪被害者支援に特化した施策については、資料の右側、担当所属の左側ですけれど、「特化施策」の欄に二重丸を記載しています。</p> <p>ご覧のとおり、被害者支援に特化した施策というのは、現状、数が限られていますが、被害者の方々の置かれている状況に応じて既存の施策を活用していくことも重要であると考えています。</p> <p>議事の(1)について説明は以上です。</p>
<p>議長 (大花副会長)</p>	<p>ありがとうございました。事務局からの説明について、委員の皆さまから何かご質問やご意見がありましたら発言をお願いします。</p> <p>それでは私からよろしいでしょうか。ご説明いただいた資料5-1、2の事業概要の(2)・(3)、犯罪被害に伴いかかる費用の助成及び、無利子の資金貸付については8月1日から受け付けを開始したとご説明いただきましたが、現在までの申請状況というか相談状況など、何か実績等、説明できるものがあれば教えてください。よろしくをお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今ほど、この8月1日から受け付けを開始しました、費用助成</p>

<p>(市民生活課早川主査)</p>	<p>の制度と、無利子の資金貸付について、現在の実績や状況についてご意見・ご質問をいただきました。</p> <p>実績については、本日現在、支給した実績はありません。</p> <p>相談の状況なのですが、転居費用に関しては、お問い合わせを2件ほどいただいています。</p> <p>今回新しく始めた制度というものが、昨年の9月から開始している、被害者の方への見舞金の制度とほぼ要件が同様になっており、犯罪被害により亡くなられた方のご遺族や、あとは被害者本人の方がご利用される場合も1か月以上の治療を要するお怪我、かつ、ご入院3日以上が要件となり、精神疾患の場合は労務に服することができない期間が3日以上という要件がありますので、残念ながら転居費用の助成というのは難しかった状況ではあるのですが、そのうちの2件については、同居のご親族からも少し被害があったということで、実際にお会いして、費用助成というのは難しかったのですが、区の保健福祉の担当や女性相談員同席のうへでお話お聞きしまして、助成というかたちではなかったですが、お引越しの実現まで話が進んでいったという案件がありました。</p>
<p>議長 (大花副会長)</p>	<p>ありがとうございました。転居費用の助成について、犯罪に伴って転居せざるを得ない状況は多いと思います。おそらく非常にニーズは潜在的に高いだろうと思っていて、なので今、残念ながら要件には該当しなかったけれども、解決の方向に皆さま知恵をしぼっていただいているというのは非常に心強く感じました。ありがとうございました。</p> <p>他にご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。中曽根委員お願いします。</p>
<p>中曽根委員</p>	<p>見舞金や貸付金など、犯罪被害者支援に特化した施策が次々と出てきていて、心強いかぎりだと思います。ちなみに見舞金・貸付金など申請してからどれくらいで支給していただけるのでしょうか。</p> <p>被害者の方々はやはり、直後に費用面で困っているのでお借りするわけで、申請するのに短期間で済むのか、書類は面倒なのかなど、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局 (市民生活課早川主査)</p>	<p>今ほど、中曽根委員から見舞金や貸付金について、申請から支給までどれくらいかかるのか、手続きに関してご質問いただきました。</p> <p>まず、貸付金に関しては先ほど申し上げたようにまだまだ実</p>

	<p>績がありません。よって実際、支給までどれぐらいかかるかというお話がちょっと難しいのですが、まず、実績のあった見舞金からご説明しますと、昨年の9月に見舞金の制度がスタートし、これまでに遺族見舞金という、ご遺族にお支払いする見舞金と、重傷病見舞金とご本人のお支払いに対する見舞金がそれぞれ1件ずつご申請がありまして、支給をしています。</p> <p>よってこれまで2件見舞金の支給実績があるというわけなのですが、実際、見舞金のご申請をいただきますと、被害者、ご遺族の方からいただいた被害に関する申告書について県警に、その被害の事実についてご照会を行います。</p> <p>警察のほうでも事件があったことを認知していると回答いただいて、支給を決定するような流れとなっているのですが、見舞金に関しては、これまで2件は概ね1か月から1か月半以内ぐらにはお支払いをできているかと思います。</p> <p>もちろんその被害が発生してからご相談いただくまでのタイミングや、警察の捜査の状況などによってかかってくる時間というのはケースバイケースかと思いますが、概ね1か月から1か月半ほどで払えるのかなとも考えています。</p> <p>貸付金については、先ほど実績がないとお伝えしたのですが、実は見舞金の制度というのは、新潟県の補助制度を活用していますので、私どもで見舞金をお支払いするまでに新潟県のほうとも書類のやり取りが発生してするのですが、貸付金の場合は県の補助制度の活用がありませんので、そういったやり取りが県と発生しません。よって、見舞金よりももう少し速くお支払いできるのではないかと、まだ実績はありませんが考えています。</p> <p>手続きに必要な書類などは、例えばご遺族と被害者の方の関係を証明いただくために戸籍謄本つけていただく必要などがありますが、今回新しく始めた貸し付けの制度でも、できるだけ被害者の方、ご遺族の方から書いていただく書類というのは多くならないように配慮させていただいたつもりです。</p>
中曽根委員	ありがとうございます。
大花副会長	他にありますでしょうか。井口委員お願いします。
井口委員	<p>私のほうから2件ほどお聞きしたいと思います。</p> <p>条例の第3章の基本的施策について、カウンセリングの費用の助成や、あるいは今ほどお話ありました返金不要の19条の見舞</p>

	<p>金、あるいは資金の貸し付け等については非常に評価できるものと考えています。</p> <p>13条の相談、情報の提供等のところに、この第2項に弁護士による相談、その他必要な施策を講ずるものとする規定されています。これについては既存の施策、いわゆる新潟市役所、あるいは区役所で行っている無料の法律相談があるかと思いますが、もし相談があった場合にはそういう既存のものを使うのか、あるいはこれから先のことになるかとは思いますが、弁護士費用を市のほうで負担をするのか。ある政令指定都市では、2回までは市が負担するというような政令指定都市もありますので、これからもんでつめていくのでしょうか。それから、法律相談であれば「法テラス」ないし、あるいは当センターの弁護士紹介制度につなげる手もあるかと考えています。</p> <p>今後、推進計画を作っていく中でつめていただければと思っています。</p> <p>もう1つ、第15条に日常生活の支援へ配慮という項目がありますが、ここに家事または介護を行う者の派遣というふうに規定されています。</p> <p>こういうふうに条例に、家事または介護を行う者を派遣と具体的に記載されているということは、非常に評価できるものです。</p> <p>ただ、要件があり、例えば一人親など、いろいろ要件が書いていますが、これに該当しない場合で、家事あるいは介護が必要になったとき、新潟市の既存の施策には日常生活支援総合事業というものがありますけれども、これも例えば要支援の1・2の方など条件があります。犯罪被害者がそういう条件に該当しない場合で、家事や介護など、他人の力が必要だという場合には具体的にさらにつめる必要があると思います。</p> <p>既存の施策を使用することも非常にいいと思いますが、ただ、ここに該当しない犯罪被害者をどういうふうに救うのかというのも、今後検討の1つにさせていただければと思います。</p>
<p>事務局 (市民生活課早川主査)</p>	<p>今ほど、井口委員からご意見・ご要望をいただきました。1つ目が条例の第13条で、相談・情報の提供等ということで、弁護士による法律相談が規定されているというお話でした。</p> <p>こちらについては現在のところ、犯罪被害に遭われた方に特化した施策ではありませんけれども、資料の5-2の、4番目に、「専門相談」ということで新潟市の市民相談室や、区役所など</p>

	<p>を会場に無料弁護士相談を実施しているところです。</p> <p>ただ、これは先ほど申し上げたとおり、犯罪被害者の方に特化したものでは現状ありませんし、その後の弁護士費用の負担というところまでは踏み込んだものではありませんので、おっしゃるとおり、今後検討する必要がある部分かと思います。</p> <p>法テラスや、弁護士会、にいがた被害者支援センターから弁護士会に連絡いただいて、無料の相談制度があるということも承知していますので、まずはそういったご相談をいただいたら、関係機関にお繋ぎすることになるかと思いますが、市としての対応というものも、今後の検討課題かと思います。</p> <p>そして2つ目の日常生活の支援等々に関するご意見・ご要望については、資料の5-2で申し上げますと、ナンバー23から25、市として実施する一時保育や、子育て支援、ショートステイ事業など、一人親の家庭に限定されますが、日常生活の支援という事業が現在あります。</p> <p>こちらも、犯罪被害者の方に特化した施策ではおっしゃる通りありませんので、要件に合致するような方にはこういった制度をお案内していきたいと思っておりますし、井口委員のおっしゃった通り、該当しない方をどのように救っていくのかというところは今後、検討していきたいと思っております。</p> <p>そういったご意見をいただきながら、今後の計画策定、支援検討を進めてまいりたいと思っております。</p>
井口委員	ありがとうございます。
議長 (大花副会長)	<p>ありがとうございます。他に何かご質問ご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>中曽根委員、お願いします。</p>
中曽根委員	<p>ナンバー30「居住の安定」の、市営住宅の抽選倍率の優遇ということで、犯罪被害にあわれた方の当選確率を2倍とする。あるいはDVなどの被害に遭われた方の当選確率を3倍にするというふうに、具体的になっていてすごいと思ったんですけども、ただ、犯罪被害に遭われた方で、応募したが当選しなかったという例もありまして、市として状況が分かっている被害者が望んでいる場合は優先的に入居できるようにするにはならないのかということが1点目です。</p> <p>それから2点目なのですが、ここはちょっと確認なのですが、交通事故被害に遭われた方の見舞金の支給は、危険運転致死などが対象になっており、過失、自転車運転、自動車運転過</p>

	<p>失致死傷は対象にならなかったと思います。</p> <p>これは多分対象にならない条例のほうが多いと思います。</p> <p>ですが、他の支援内容に関しては危険運転致死傷罪ではない被害者の方・ご遺族に支援はするということだと考えています。その確認と、貸付金について、交通事故の被害者のご遺族については、損害賠償金なども入ることから見舞金が対象外になっているのではないかと思います。そういう場合でも、すぐに損害賠償金などは出ませんので、貸付金などは対象になるのかどうか、その点について、私どもも支援していく中で、新潟市の条例とその部分をお伝えするにあたって、誤解を招くようなことがないように、確認したいと思います。</p>
<p>事務局 (市民生活課早川 主査)</p>	<p>1つ目の、資料5-2のナンバー30ですが、市営住宅の抽選倍率の優遇ということで、資料記載のとおり、現在、犯罪被害に遭われた方は抽選倍率が2倍、DVや虐待などが応募理由にされている方は抽選倍率3倍となっています。</p> <p>こちらについては、私どもも市営住宅の優先入居という意味で、一番の理想がいわゆる「目的外使用」といって、市営住宅の入居の要件に合致しない方も市営住宅に住めるというのが理想かと思えますし、他の政令市ですと、目的外利用しているところがあるというのも承知しています。</p> <p>私どもも、担当課と相談を重ねたのですが、やはり目的外使用の制度を整えていくとなると、難しい面が多々あり、時間かかるということでした。</p> <p>そうした中で、今回新たに始めたのが転居費用の助成というのですが、やはり市営住宅は立地ですとか、条件が様々ありまして、その条件に被害者の方のニーズが合致すれば一番いいと思うのですが、やはり空いているところとなると、少し郊外のほうであったりとか、エレベーターのない高層の階であったりということもありましたので、まず市営住宅に優先的に入っていただくということよりは、できるだけその被害者の方の生活水準を被害前から変えないために、転居にかかる費用を助成させていただくほうがいいのではないかとということで、転居費用の助成制度を制定させていただきました。</p> <p>2つ目の確認ということで交通事故の被害者の方も、今回の条例で被害者支援の対象としています。</p> <p>ただ、一方で、昨年からはスタートしている見舞金の制度などは、概ね国の給付制度と対象者の方の要件を合わせていますの</p>

	<p>で、交通事故を始めとする過失の犯罪による被害というものが対象外となっています。</p> <p>今回、新しく整備した、カウンセリング・転居費用の助成や、貸付金についても、まずは昨年始めた見舞金と要件を併せてスタートしていますので、結論から申し上げますと、危険運転致死等々とは別ですけれど、交通事故の被害の方は対象外になってしまうことが現状です。</p>
中曽根委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
議長 (大花副会長)	<p>ありがとうございました。他に何かご質問・ご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>被害者支援センターでは日常的に犯罪被害者の方の相談を受けていると思いますが、近年の相談の傾向、あるいはそれから見えるニーズ、そういったものを何か説明できたら井口委員からご説明をお願いしたいのですがよろしいでしょうか。</p>
井口委員	<p>当センターが取り扱っている具体的な相談件数については本日資料を持ち合わせていないので出来ませんが、トータル的に見まして、従来と変わってきているところは、相談の内容ですが、特に性被害に関する相談が半数を超えているという状態です。</p> <p>平成 28 年に新潟県からいわゆるワンストップ支援センター、性被害に特化した支援センターの委託業務を受けていますが、その前は、交通事故の相談件数が大半を占めていました。</p> <p>ワンストップ支援センターの業務委託を受けて、それからはいわゆる性被害の相談を受けるところができたことを、たくさん広報もさせていただきました。</p> <p>一昨年からは交通事故の相談件数を逆転しており、昨年の件数の割合で見ますと 52%が性被害の相談件数となります。</p> <p>過去 3 年平均で約 800 件前後の電話相談件数で推移をしています。昨年ですと、性被害の相談は 500 件超えています。</p> <p>昨年の 10 月から性被害に関しまして、ワンストップ支援センターにて 24 時間体制で電話相談を受けています。365 日・24 時間体制です。ただ、私どもも、人的にも財政的にも不安定などところがありますので、17 時から翌 9 時までの夜間については、民間のコールセンターに国が委託をして、日中はセンターで相談を受けています。</p> <p>30 弱のセンターが、国の委託している民間コールセンターを使用しているのですが、令和 3 年度の相談件数を見ると、新潟県</p>

	<p>が夜間、終日受けている相談件数が、国が委託しているコールセンターのなかではトップの状況です。</p> <p>やはり特に性被害の相談について、昼間明るい時に電話の相談をするというのはなかなか勇気のいることで、夜、とぼりが下りて一人になって、悶々と考えてやっと勇気を出して、それから相談をするというような状況があることから、やはり夜間、休日、24時間体制が必要だと感じています。</p> <p>実際に件数もそれ相応の件数が出てきていると状況です。</p> <p>また、付き添い支援についても、年々増えてきている状況です。</p> <p>ただ、どういうものかですけど、中越・上越のほうでは、私自身が行っていることもありますけども、下越のほうはセンターにおいでいただくというようなかたちが多いのかと思います。遠いところは糸魚川、あるいは妙高など、直接支援、いわゆる付き添い支援をするというようなかたちが割とあります。</p> <p>その直接支援も増えてきているという状況で推移しています。以上です。</p>
<p>議長 (大花副会長)</p>	<p>急にお話を振ってしまい、申し訳ありません。ご説明ありがとうございます。</p> <p>私も、性被害に関する相談が増えているというのは実感しているところでして、財源の問題はありますが、そういった性被害の方も転居費用、貸付金制度も利用できるると非常に利用しやすい制度だと思いますので、何かいい手を、要件をつけてもいいとは思いますが、そういった今、増えているニーズに対しても対応できるような、施策を考えていただけたら非常にありがたいと思っています。ありがとうございます。</p> <p>ほかに何かご意見・ご質問ありましたらお願いします。井口委員お願いします。</p>
<p>井口委員</p>	<p>新潟市では被害者支援に関して、職員に対する啓発や研修について、他の市町村に比べると非常に力を入れていただいていると感じています。</p> <p>お願いになりますが、今後も引き続き今のような研修をしっかり行っていただければと感じています。</p> <p>センターや、あるいは大花委員のほうで、講師が必要であれば、いつでもはせ参じたいと思っていますので、今のような研修を引き続きやっていただければと感じています。</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見ありがとうございました。中曽根委員お願いします。</p>

(大花副会長)	
中曽根委員	<p>この場を借りてお礼を言わせていただきたいと思いますと思うのですが、資料5-2の2番、自助グループ活動の支援ということで、特化政策であると聞いています。</p> <p>平成21年から自助グループに支援をしていただいていますので、本当に感謝申し上げます。</p> <p>全国的にも自助グループに委託というかたちを取っている県は少なく、1県か2県ぐらいではないかと思いますが、本当に20年前以上から支援をいただいていますので、この場を借りて、感謝を申し上げ、また引き続き、よろしく願います。ありがとうございます。</p>
議長 (大花副会長)	ご意見ありがとうございます。では高橋委員お願いします。
高橋委員	<p>先ほど性犯罪の関係のお話が出ましたが、なかなか性犯罪の被害を申告する、ためらう方がいらっちゃって、「はずかしい」とか、DVに関してもそうですけど、「報復が怖い」とか、そういったことがあって被害の潜在化が意外と問題になっています。</p> <p>警察のほうでも、被害者に対して金銭的な支援をするものがあるのですが、犯罪捜査機関ですので、犯罪被害の届け出をしてもらって、条件に合えば支援を行うというものになっています。</p> <p>残念ながら、警察には話したくないとか、届け出をしたくないという方がいらっちゃって、そういった方には、センターにお繋ぎして、そこで費用負担していただいたりもしているんですが、市のほうの助成に関しては、警察に被害があったかどうかという照会がなされる、警察のほうもできるだけ速やかな回答に心がけているところですけど、そういった被害届というものが絶対必須なのかというところを確認させてもらっていいですか。</p>
事務局 (市民生活課早川主査)	新潟市の被害者支援の施策なりをするにあたって、被害者の方からの被害届提出が必須なのかというお話でしたけれど、基本的に昨年からの見舞金ですとか、今回の助成金貸付金の制度というのは私どもが警察のほうに被害を警察のほうで認知しているかについて照会をさせていただいて、事実確認をするというのが前提になっていますので、現在のところは見舞金や助成

	<p>金の利用には被害届の提出が必要となっています。</p> <p>ですので、そういった潜在化しているものをどのように事実確認をさせていただいて、支援していくのかというのは、今後の課題になるのかなと思います。</p>
高橋委員	<p>ありがとうございました。</p>
議長 (大花副会長)	<p>ありがとうございます。確認ですが、助成金など財源が伴うような施策、一定の要件が設定されているものに関してはそういった取り扱いであって、それ以外の、警察に被害届出してないものでも、従来からある制度で利用できるものがあれば当然そこに繋ぐというのが前提でよろしいですね。</p>
事務局 (早川主査)	<p>おっしゃるとおりです。</p>
大花副会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他に何かありますでしょうか。</p> <p>それでは議事の(2)のほうに進んでいきますが、新潟市犯罪被害者等支援推進計画、仮称の方向性についてです。これについては、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (市民生活課早川主査)	<p>続きまして議事の(2)について説明を行います。資料番号が前後しますが、始めに参考資料の1から3をご覧ください。</p> <p>参考資料1については警察庁が実施している調査結果から本年4月現在の他市町村における被害者支援に関する計画の策定状況を抜粋したものとなっています。</p> <p>まず本市と同じく政令指定都市の策定状況ですが、被害者支援に特化した計画というものを策定している都市はなく、本市も含めた11市において、防犯施策を中心としたいいわゆる安心・安全なまちづくりに関する計画に包括されるかたちで被害者支援に関する内容が掲載されています。</p> <p>次に被害者支援に特化した計画を策定している市町村、資料の下のほうになりますが、ご覧のとおり、特化した計画を策定したところというのは少なく、中でも静岡県内がほとんどとなっています。</p> <p>静岡県内で直近計画を策定している磐田市に聴き取りを行いましたところ、静岡県内で始めて特化条例を制定したのが藤枝市だそうです。計画も平成30年度からスタートしていますが、この藤枝市が条例と併せて計画も策定したとのことでした。</p> <p>先行している都市でそのような動きがあったということと、</p>

これは磐田市のご担当の方のお話でしたけれど、条例だけだと理念にとどまってしまうのではないかと、そういった懸念もあって計画を策定しているところが多いのではないかというお話がありました。

なお、参考資料の2として、この特化した計画を策定している中から秋田市の計画、参考資料の3として磐田市の計画を配布していますので、今後、推進会議の皆さまからのご意見お聞きしながら計画を策定していくこととなりますので、参考としていただければと思います。

政令指定都市も含めまして、計画の期間は概ね5年間としているところが多くなっています。

続きまして、資料番号が戻りますが、資料の6をご覧ください。こちらについては今ほどご覧いただきました他市町村における計画も踏まえまして、本市の計画の構成案、たたき台ではありますが、作成をしたものとなっています。上から順番に説明します。

1の「計画策定について」です。初めに(1)の趣旨ですが、本市の条例の制定や、それに基づいた計画の策定に至る経緯ですとか、計画策定の意義などについて記載をする予定となっています。

(2)の位置づけですが、国が今、第4次犯罪被害者等基本計画を策定し、計画期間にありますし、新潟県も犯罪被害者等支援推進計画を昨年策定をしています。

また、新潟市も、「安心・安全なまちづくり推進計画」という、防犯を中心とした計画になりますけれど、そちらで現在、犯罪被害者支援に関する内容もありますので、そうした関連計画との関係性について、改めて検討して記載をする予定です。

(3)、計画の期間ですが、先ほど計画を策定しているほかの都市の多くが5年間としていると説明をさせていただきました。

本市も令和4年度から8年度までの5年間とすることを検討しています。

国の基本計画や、県の計画の期間が令和3年度から7年度までとなっていますので、新潟市の計画は1年ずれることとなりますが、国や県の計画の変更の状況も踏まえて計画の見直しに取り組めるのではないかと考えています。

次に2の犯罪被害の現状となります。(1)の刑法犯の認知件数、(2)の交通事故の発生状況です。

被害者支援の対象となりうる事件や事故の発生状況について把握する必要があると考え記載をするものと予定をしています。

また、(3)の犯罪被害者等の置かれる状況については、犯罪等による直接的な被害のほか、心身の不調、生活上の様々な問題、また、心ない周囲からの言動ですとか、今ですとインターネット等を通じた誹謗中傷などによる二次的被害があります。

また、加害者からのさらなる被害である再被害に対する不安や恐怖など、犯罪被害者やそのご家族・ご遺族がおかれる状況を改めて確認し、計画の内容に反映していきたいと考えています。

続きまして3番の「基本的な考え方」となります。(1)、基本理念・方針では条例に規定する4つの基本理念を踏まえつつ、計画における考え方をイメージします。

(2)、支援体制では本市の総合的対応窓口である市民生活課安心・安全推進室を中心に、庁内では関係部署で構成される庁内連絡会議というものを設置していますので、その庁内連絡会議を中心とした関係所属と連携した支援、庁外では新潟県警察や、にいがた被害者支援センターをはじめとした関係機関と連携した支援について記載を予定しています。

(3)、重点課題では、計画期間において、重点的に取り組むべき課題について、委員の皆さまから本日も様々なご意見や、課題として捉えられるものをいただきましたけれど、今後とも意見をいただきながら検討をまいります。

続いて4番、「具体的な取組」です。条例第3章の基本的施策に規定する、第13条から23条までの施策を踏まえ、(1)の「相談及び情報の提供等」から11番の「民間支援団体に対する支援」まで、具体的な取組みについて記載をする予定となっています。

続いて5、「進行管理」です。条例において、計画に基づく施策の実施状況を定期的に公表するものとされているほか、国の基本計画が変更された時や、その他必要が生じた時には計画の見直しを行うこととされています。

計画期間中も、定期的に会議を開催するなど、委員の皆さまのご協力もいただきながら計画の進行管理を行っていきたいと考えています。

終わりに6の資料編ですが、本市の条例、貸付金の規則、見舞

	<p>金や助成金の要綱など、関係例規の添付を考えています。</p> <p>続きまして資料の7をご覧ください。こちら、計画の策定スケジュール案を示したものとなっています。</p> <p>上から本日9月28日に第1回の推進会議を開催しまして、計画策定に向けたご意見、幅広く意見交換をさせていただいているところとなります。</p> <p>次に本日いただいた意見を踏まえまして事務局で計画素案の作成を進めてまいります。</p> <p>素案作成の進捗状況により、変更となる可能性もありますが、できれば10月下旬から11月上旬には2回目の会議を開催し、素案をお示ししたいと考えています。</p> <p>その後、市議会の市民厚生常任委員協議会において計画の策定について報告したのち、年明けにパブリックコメントを実施し、市民の皆さまから広くご意見をいただく予定となっています。</p> <p>パブリックコメントにおける意見を踏まえ、計画素案に修正を加えたのち、3月中旬・下旬には3回目の会議を開催させていただき、計画の最終案を示し、計画を策定できればと考えています。説明は以上です。</p>
<p>議長 (大花副会長)</p>	<p>ありがとうございました。ただ今、支援推進計画の構成案等について事務局から説明がありましたが、これについて何かご質問やご意見等ありますでしょうか。</p> <p>では私から、少し抽象的な話で申し訳ないのですが、推進計画について、こういったもの作っていただくことは大変意義深いものだと思います。事務局として今のところ、ここに注目して欲しいなど、何かポイントなどありましたら、ご説明いただきたいと思います。なければ「これから皆さまのご意見を聞きながら策定する。」ということでも結構ですけれども、現状のお考えで構いませんので、何かこういったところに注目して欲しいなど、そういったものがあればお願いします。</p>
<p>事務局 (市民生活課早川主査)</p>	<p>本日、委員の皆さまからのご意見もいただきながら、構成案をお示ししましたけれども、これは確定しているものではありませんので、この中で強弱といいますか、色の濃淡をつけていくのもこれから皆さまのご意見いただいて決めていきたいと考えています。</p>
<p>議長 (大花副会長)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>私からもう1点。資料6-2で、犯罪被害の現状という欄があ</p>

	<p>りましたけど、刑法犯認知件数など、先ほど高橋委員からのご質問の中でおっしゃってましたが、警察に届け出がなかなかできないというような現状もあるということでしたので、例えばセンターに寄せられた相談なども含めて、数字で掲載いただくと、暗数の部分も少しはカバーできるのかと思いました。</p> <p>「そういったものに対して、こういう支援をしていく。」というようなかたちとし、そのあとの具体的な取り組みに繋がれるかと思しますので、そこも掲載されたほうがいいのではないかと思います、意見させていただきます。</p> <p>他の委員の皆さまも、構成案に限らず、例えば秋田市の計画を見てとか、あと磐田市のこういった点はどうとか、そういったざっくりばらんな意見でも構いませんので、何か意見・ご質問ありましたら、せっかくなので、ご発言をお願いしたいのですが、なかなか構成だけだと意見や、質問というのはなかなか難しいのではないかと思いますけれども、普段、支援活動携わっている中、あるいはそういった経験がない委員は、そういったもの関係なく、「こういったものもあったほうがいいのか。」など、なんでもざっくりばらんで結構ですので、ご意見いただけたらありがたいのですが、いかがでしょうか。</p>
事務局 (大森市民生活課 安心・安全推進室 室長)	<p>事務局のほうで中々準備が進まず、事前に資料が配布できず、大変申し訳ございませんでした。</p> <p>ある程度かたちのあるものをご提示しないと、ご意見をいただきづらいところが多々あるようにお見受けしますので、これから素案を作らせていただく中で、誠に恐縮ではありますが、また個々にでもご意見いただきながら、それを素案に反映させて、かたちのあるもので、事前に共有させていただいて、あらかじめご意見をご準備いただいたうえで、次回の会議内でご意見をいただくというかたちでよろしいでしょうか。今回、準備不足でご迷惑をおかけして大変申し訳ありませんが、そんなかたちで進めさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
議長 (大花副会長)	<p>ありがとうございます。確かにこのかたちですと、なかなか意見を言いつらいというところもありますので、素案を作らせていただき、次回充実した議論させていただくほうがよろしいかと思いますが、各委員の方々それぞれでよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議長	ありがとうございます。

(大花副会長)	<p>そうしましたら議事(2)に関して、意見締め切らせていただきます。それでは最後になりますけれども、議事全般を通してご意見等ありましたらご発言をお願いしたいのですが、何かありますでしょうか。井口委員どうぞ。</p>
井口委員	<p>少し前に戻って申し訳ないのですが、資料 5-1、(4)の広報啓発活動の中に、「イ」の事業者への広報啓発というところに商工会等を通じた広報啓発という記載がありますが、県ですとコンビニエンスストアと協定を結んでいるのか、県の施策をカードなどに記載したものなど、いろいろなもの置いているという話を聞いたことがあります。新潟市の場合はそういうものはありますでしょうか。</p>
事務局 (鈴木市民生活部長)	<p>新潟市も全てのコンビニではないと思いますが、いくつかは包括的な連携協定のようなものを結んでいるかと思います。</p> <p>おっしゃるとおり、これまでも事業によってはそういったところでチラシを置いてもらったり、ポスターを貼ってもらったりということは行っていますので、この件についても広報の1つとしては考えていきたいと思っています。</p>
大花副会長	<p>他にはよろしいでしょうか。</p>
中曽根委員	<p>犯罪被害者等支援総合窓口のことについてですが、一応平成24年から、犯罪被害者等支援総合窓口が各市町村にできているということになっているのですが、犯罪被害に遭われた方にとっては、犯罪被害者等支援総合窓口ってどこにあるのかと実は思っているのではないかと思います。</p> <p>例えば被害者支援センターから連携で、犯罪被害者等支援総合窓口について紹介することはあるのですが、犯罪被害に遭われた方がセンターを通さずに直接行政に行ってみた時に、犯罪被害者等支援総合窓口って一体どこにあるのだろうと思っています。</p> <p>この前、条例ができた時「市報にいがた」に、犯罪被害者等支援総合窓口についても書いてあったように思うのですが、誰でも「自分が被害に遭うわけないから」と思っていますから、そういうものは気にしていないのかもしれない。やはり、犯罪被害者等支援総合窓口というものがあるという広報を、ホームページなどで広報していただきたいと思っています。きっと既に出ているのかもしれないですけど、私がそういったものが苦手で気づいてないだけかもしれませんが、犯罪被害者等</p>

	<p>支援総合窓口についての広報をやっていただきたいということが今まで感じてきているところで、新潟市だけではないですが、取り組んでいただきたいと思います。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課 安心・安全推進室 室長)</p>	<p>ありがとうございます。犯罪被害者等支援総合窓口に関しては今ほどありましたように、外部から分かりやすくするという部分と、区役所など、そういった施設に相談に行かれた時にちゃんとその情報がこちらに来て、こちらで一元的に対応できるように体制を作っていく、その2点が大事だと思います。</p> <p>今おっしゃられたように、困った時は安全・安心推進室に行けばいいのだと分かるようにするために、これからまたいっそう広報していきますし、現在この条例ができて、また新しい施策もできまして、概ね11月のシーズンに向けて、新しいリーフレットや、メディアを使ったSNSも含めて今、広報計画も立て実践するところです。</p> <p>その中で十分に図っていきたいと思っています。</p> <p>あと、内部的な話ですが、新潟市では庁内連絡会議を永いこと行っており、皆さま方からも講師でご来庁いただいたり、いろいろご指導いただきながら、研修と情報共有を行っています。</p> <p>その中でも、こういった案件に関しては市民生活課安心・安全推進室にまず話を通す、そこが中心になって進めて行くという認識を、職員にも持ってもらうように、内部研修も行っていますし、これからも力を入れてやっていきたいと思っています。ありがとうございます。</p>
<p>議長 (大花副会長)</p>	<p>ありがとうございます。そのほかよろしいでしょうか。</p> <p>それでは皆さま活発なご意見いただきありがとうございました。議事については以上ですけれども、この際、何かありましたらなんでも結構ですので、犯罪被害者支援等に対してありましたらお願いします。</p> <p>もう皆さま大体語り尽くしましたか。それでは皆さま大変お疲れさまでした。スムーズな進行にご協力いただきありがとうございました。では以上で議事を終わります。進行を事務局にお返しします。よろしくをお願いします。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課 安心・安全推進室 室長)</p>	<p>皆さま、そして大花副会長さま、大変ありがとうございました。本日いただきました、たくさんのご意見を参考にしながら、先ほど申し上げましたが、事務局のほうで計画の素案のそのたたき台を作成し、次回の第2回会議において皆さま方からそ</p>

の内容についてご検討いただくという流れで進めさせていただきたいと思います。

会議の日程、また資料の送付についても、また詳細について、改めてご連絡させていただきながら、なるべく早い段階で進められるように頑張っまいりますのでよろしくお願い致します。

それでは以上をもちまして、第1回新潟市犯罪被害者等支援推進会議を閉会します。どうもありがとうございました。